

最も必要な人への支援が出来ていない・・・

10万円給付金の届かない人、“居宅保護”に至らない人

「新型コロナ災害緊急アクション」の第二回目の活動報告会と省庁交渉が衆議院第一議員会館で催されました(2020年8月19日)。

事務局長の瀬戸さんからは“ささえあい基金”の支援状況が語られました。約8300万円集まりその中から8/8までで直接手渡し給付94名216万円、犬猫基金へ53万円、移住連外国人給付は543名1812万円。「特に外国人への支援は民間ささえあい基金で出来る限り行われているがかなりしんどい状況に。国が積極的に支援を具体的にやらなければ死んでしまう」と民間に頼る支援の現状と課題、そして抜本的解決の必要性を訴えました。そして国や公の“分かち合いの社会での役割・あり様”が指摘されました。

コロナ禍の厳しい状況も説明されました。20代～30代への緊急支援が増えている。休業手当が出ない。雇い止めが始まっている。支援を受ける半数以上の人々が“携帯”を所持していない。10万円給付は底をつき始めている。生活保護申請時なぜか“居宅”でなく“無料低額宿泊所”(無低)が原則になっている。仮放免の外国人の置かれている状況は仕事をしてはいけない、在留資格もないので日本国からの支援をもらえず、生活・命を守ることが出来ない状況。ホームレスの方には住民基本台帳記載を要件にしているため10万円の給付金が届いていない。在留資格のない外国人も10万円をもらえないと。



居住を失って生活保護を受給する人が多くなっているが“無低”に頼る自治体の状況から日本の居宅政策のなさがあぶりだされました。

それぞれの報告のあと①外国人分野の課題②住まいと生活保護の件③10万円給付金の3項目について省庁交渉が行われました。

外国人分野について

Q: 難民申請しているが認められず収監され仮放免の人々には、仕事をする権利も移動の権利も制限されている。又、技能実習生は帰国できず日本にいるがバイトもなく生活が逼迫しています。これらの人は住民登録の対象外なのです。“住民登録の条件”をつけず10万円の特別給付金を支援してください。

答え: (法務省) 住民登録されていない人はだめです。(総務省) 二重給付を防ぐためと自治体の仕事の簡素化のための要件ですから。

Q: 公営住宅を目的外使用として仮放免や短期在留者にも適用してください

答え: (国交省) 外国人か否かにかかわらずコロナ禍の居住を提供しています。

Q: 外国人に対しても生活保護受給者と同じように医療機関での診療を認めてください。

答え: (厚労省) 憲法25条は日本国民に限る。外国人は生存権・人道上の対応です。提案の件は検討しません。無料定額診療所で診てもらえるのでは・・・

Q: 技能実習生の帰国困難者への支援をしてください。

答え: 監理団体に責任があるのだから外国人技能実習機構から監理団体に適切な助言をしてもらう。

*参加者(外国人当事者・移住連など支援団体)からは、「現在民間団体がつないでいるが公的支援につなげられない。仮放免の方は仕事も出来ない、移動も出来ない中で公的支援がないと持たない状態です。公的に支える仕組みをすぐ検討してください」と現状を見ぬ(見ても見ぬふり)政府の姿勢に苛立ちが・・・

住まい・生活保護について

コロナ禍で居住を失った人、仕事を失った人(路上生活・ネットカフェ住人)への支援の中で、生活保護申請時ほとんどの自治体がまず「無料低額宿泊所」にはいることを提示し本来の居住政策のなさが露呈しました。

Q: 生保の居宅保護の原則を徹底するため「無低」への入所を強制する行為を慎むよう通知を出してください。又、生保の実施要綱にある「保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る」を削除してください。

答え:(厚労省)その人が管理能力あるか金銭能力あるか十分に把握する必要がありますので…。アパートに住む能力が十分ある人にはアパートを勧めるのが望ましい。4/17の事務連絡で原則個室になるよう伝えてある。実態調査はしません。



Q: 生活保護申請への決定を、厚労省 3/10 事務連絡で「速やかな保護決定」と各自治体へ伝えているが実際は3週間以上たっているような自治体もある。実態を調べて徹底してください。

答え:(厚労省)調査はしません。速やかに決定するよう周知していきます。

*三多摩の議員が調査した結果では、ほとんどの自治体で「無低」を案内しているとのアンケート結果が出ています。又、千葉県内の無低事業者のパンフレットには「当事業所の入所者の98%が行政からの紹介です」と…

無料低額宿泊所が貧困ビジネスで拡大されたこと、社会福祉法の第二類(許可でなく届出)の施設・無低で福祉を代替していること、居住政策の欠如の埋め合わせを無低でしている実態が明らかに。

抜本的に本来の福祉政策と居住政策を獲得する必要があります。

ちなみに鎌ヶ谷市では生活保護申請されたホームレスなど居住のない人に対しては「すべて無料低額宿泊所」を紹介する。申請から認可までは大体2週間~3週間との事。コロナ発症後も生保受給者は増えていない(昨年7月1023世帯で今年の7月1009世帯)。社協の貸付や住宅確保給付金が増えているとの事。

10万円特別定額給付金について

Q: 給付金10万円はコロナ災害で打撃を受けているすべての人を救済するための制度なのに10万円が届いていない人がたくさんいます。給付要件から“住民登録”をはずしてください。

答え:(総務省)二重給付の防止、自治体の仕事の簡素化のために住基登録の要件ははずせません。

Q: 10万円給付を受取れていない人が多くいます。申請期限を延長してください。

答え: 申請提出が期限内ならOKです。延期は考えていません。

*横浜寿の支援者からの「これではホームレスなど最も給付が必要な人に給付金が届かなくていいのですか」との問いに対して「住基要件も申請期限も変えません」と言うだけ。「これでは路上生活者、外国人といった最もコロナ禍で支援が必要な人々を支援から排除している仕組みだ」との批判の聲が出ました。

今回の集会は前回6月に続いての会ですがNPO・NGO 民間の支援グループが必死になって支援して何とか人の命、社会の崩壊を食い止めている様子がより緊迫した状況で伝わってきました。「死にたなくても死んでしまう」のです。居住の問題・休業手当・失業の危機、生活保護など労働政策・居住政策・福祉政策・外国人との共生社会などを“分かち合いの経済・社会”を作っていく方向で転換しなければいつまでたっても救われない状況です。

コロナ禍であぶりだされたこれらの問題解決のためには、国都道府県そして何よりも基礎自治体から“公”を復権させて普遍的福祉・社会的共通資本を構築していくビジョンと仕組み作りが必要です。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告HPに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセス出来ます。